

## 保安林の立木伐採の許可に係る審査基準

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第34条第1項の許可(法第44条において準用する法第34条の規定に基づく保安施設地区の許可を含む。)に関する基準は、次による。

- 1 許可に係る伐採の方法が法第33条第1項で規定する指定施業要件に定める伐採方法の特例に該当する場合は、次のいずれかに該当する場合に許可する。
  - (1) 当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるとき。
  - (2) 前号に掲げるほか、許可に条件を付することにより当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるとき。
- 2 森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行う。
  - (1) 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残す形で行う。
  - (2) 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、保安上の影響の差が明白なときを除き、申請面積に応じて案分する。

なお、審査に必要な法令の規定等に係る解釈は次のとおりである。

- 1 令別表第2第1号(一)口の択伐は、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるもの。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

  - (1) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採(当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が10メートル未満であるような伐採をいう。)
  - (2) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの
- 2 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。
- 3 国有林の保安林の立木で主伐をすることができるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のもの。
- 4 令別表第2第2号(一)イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は

整数にとどめ小数点以下は四捨五入する。

$$U = au_1 + bu_2 + cu_3 + \dots$$

U : 平均年齢

$u_1, u_2, u_3 \dots$  : 各樹種の標準伐期齢

a, b, c  $\dots$  : 各樹種の期待占有面積歩合

- 5 令別表第2第2号(一)ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2第2号(一)ロの規定は適用されない。

- 6 皆伐による立木伐採許可申請(2月1日の公表に係るものを除く。)について、令第4の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなす。